

5 交通機関などの割引および助成



(1) JR旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引

JR乗車券販売窓口で身体障がい者手帳または療育手帳を提示して購入してください。

手帳種別	乗車券種類	利用形態	距離制限	割引対象	
				本人	介護者
[第1種] ・身障手帳 ・精神手帳 [A] ・療育手帳	普通乗車券	単独利用	片道100kmを超える場合	◎	—
		介護者とともに利用	制限なし	◎	◎
	定期乗車券 ※小児定期は対象外	介護者とともに利用 ※介護者は通勤定期に限る	制限なし	◎	◎
	普通回数乗車券 普通急行券	介護者とともに利用	制限なし	◎	◎
[第2種] ・身障手帳 ・精神手帳 [B] ・療育手帳	普通乗車券	—	片道100kmを超える場合	◎	—
	定期乗車券 ※小児定期は対象外	小児運賃が適用される小学生が介護者とともに利用	制限なし	—	◎
割引率	いずれの乗車券も50%割引				

※精神手帳は令和7年4月1日から割引対象になりました

(2) 航空運賃割引



割引対象	次の手帳の所持者および介護者1名 ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳 ※12歳未満の方は割引対象外
航空券・割引率	・国内線航空券 ・航空会社、時期、路線等によって割引率が異なります
備考	各航空会社で、手続方法等が異なります 詳細は購入前に航空会社にご確認ください

(3) 島根県内の交通機関

乗車券購入の際、障がい者手帳を提示します。

割引対象	身障手帳	(第1種)本人および介護者 (第2種)本人のみ
	療育手帳	(A)本人および介護者 (B)本人のみ
	精神手帳	本人のみまたは本人および介護者(各会社へご確認ください)
適用会社	バス	・一畑バス・石見交通・スサノオ観光 ・谷本ハイヤー・出雲観光タクシー・出雲市生活バス ・松江市営バス・市町村営バス
	電車	一畑電車
	旅客船	隠岐汽船、隠岐観光
割引率	50%割引(バス定期券は割引率が異なります)	
備考	・高速バス:本人のみ他県への乗入れについて割引できません(高速バスは予約制であり、本人確認を手帳で行います) ・バス会社およびバスの路線によっては割引がない場合があります ので事前に会社へご確認ください	



(4) 出雲市福祉バス

対象の方が、一律100円で利用できる乗合バスです。

対 象	①65歳以上の方 ②次の手帳の所持者 ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳 ※車いす使用の方はご利用できません ※介助者は1名に限り同乗できます(通常運賃が必要です) ③要介護または要支援の認定を受けた方	
運 行 ル ー ト	東 部 線	川跡駅⇄ ゆめタウン出雲 ⇄ 県立中央病院⇄ビッグハート出雲
	西 部 線	外 園⇄イオンモール出雲店⇄県立中央病院⇄ビッグハート出雲
	宇 那 手 線	宇 那 手 ⇄島大病院⇄ビッグハート出雲⇄県立中央病院
	見 々 久 線	見々久・所原⇄島大病院⇄ビッグハート出雲⇄県立中央病院
申 請 ・ お 問 い 合 わ せ		出雲市 交通政策課(3階) ☎21-6819 FAX 21-6729

(5) タクシー運賃割引



対 象	次の手帳の所持者(提示して乗車ください) ・身障手帳・療育手帳
割 引 率	10%割引(10円未満は端数切捨て)

(6) 障がい者福祉タクシー利用券の交付



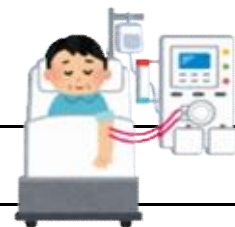
在宅生活をする障がいのある方の社会参加促進を図るため、タクシー券を交付します。

対 象 お よ び 交 付 枚 数	基本条件		・出雲市在住、在宅生活の方(施設入所中・入院中の方は申請できません) ・本人および配偶者の住民税が非課税(本人が18歳未満の場合は世帯非課税)の方、または生活保護を受けている方 ・以下のいずれかに該当する方		
	身障手帳 (主たる障がい等級による)	視覚1,2級	72枚		
		肢体不自由1,2級	36枚	72枚	144枚
		その他障がい1,2級	36枚		
	療育手帳	A, B	36枚		
	精神手帳	1, 2級	36枚		
	要介護度	3		72枚	
		4, 5		72枚	144枚
	医師の意見書	手帳・要介護条件に該当しない方		72枚	144枚
助 成 額		1枚の利用券につき500円 ※タクシー運賃割引(10%割引)と同時に利用できます			
申 請 に 必 要 な も の		①障がい等要件が確認できるもの(障がい者手帳、介護保険証等) ②出雲市に課税情報がない方は、住民税が非課税である証明書 ③窓口に来られる方の本人確認資料 ※別世帯の方に手続などを委任される場合には、申請書下部の委任欄に署名または押印が必要です			
申 請 ・ お 問 い 合 わ せ		・出雲市 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課			

(7) 腎臓機能障がい者通院交通費助成

自宅から5km以上の医療機関に通院して、人工透析を受けている方に、交通費を助成します。

対 象	人工透析を受けている方 ※身体障がい者手帳の所持は問いません 《次の方は対象になりません》 ・生活保護の方 ・徒歩・自転車によって通院している方 ・通院医療機関から往復の無料送迎を受けている方 ・通院距離5km未満(片道道程距離)の方
申請に必要なもの	①人工透析していることが確認できるもの (特定疾病療養受療証、更生医療受給者証等) ②振込先となる口座情報のわかるもの(通帳など)
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課



(8) 自動車関係の割引や助成

① 有料道路通行料金の割引制度

登録手続きを行っていただくことによって、料金の割引が受けられます。

	障がい者本人が運転される場合	障がい者以外の方が運転される場合
対 象	身体障がい者(第1種・第2種)	身体障がい者(第1種) 重度の知的障がい者(療育手帳A)
対象自動車	本人または本人の親族等の所有する乗用自動車、貨物自動車等	本人または本人の親族等もしくは本人を継続して日常的に介護している方が所有する乗用自動車、貨物自動車等 ※本人の移動のために介護者が運転する場合
割 引 率	50%割引	
申請に必要なもの	①障がい者手帳 ②運転者の免許証(第2種の場合) ③割引対象の車の車検証(ただし、自動車登録をしない場合は不要) 【ETC利用の場合は、以下のものも必要】 ④ETCカード<障がい者本人名義(20歳未満の場合は親権者など)> ⑤ETC車載器の管理番号がわかるもの(ETCセットアップ申込書または証明書) ※更新手続の際は、変更がなければETC関係書類は省略できます	
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課	



オンライン申請 受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

② 自動車運転免許取得費の補助

障がいのある方が、運転免許を取得するための経費を補助します。

対 象	出雲市に6か月以上在住する障がい者手帳所持者で、はじめて自動車運転免許を取得する方(詳細は申請前にご確認ください)
補 助 額	対象経費の2/3(上限10万円)
申請に必要なもの	①身障手帳、療育手帳、精神手帳のいずれか ②かかった費用の証明書(教習所などの証明書) ③運転免許証(表裏コピー) ④申請者名義の振込先口座情報のわかるもの
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課



③ 自動車改造費の助成（操作系・乗降系）

身体障がいのある方が使用する自動車の改造経費を助成します。

対 象	【操作系】 在宅生活をする身体障がいのある方で、本人所有の自動車を主に本人が運転する場合に要する改造 【乗降系】 在宅生活をする重度の肢体不自由（1,2級）の障がいのある方で、本人または生計を一にする方が所有する自動車の改造（福祉車両の新車購入などを含む） ※事前の申請が必須です。詳しくは改造・購入前にご相談ください。
助 成 額	【操作系】上限10万円 【乗降系】対象経費の2/3（上限40万円）
申請に必要なもの	①身体障がい者手帳 ②見積書（改造にかかる経費がわかるもの） ③運転免許証 ④改造内容がわかるもの（カタログなど）
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課



④ 思いやり駐車場制度

県内に共通する利用証を交付することで、身体障がい者等用駐車場を利用できる方を明らかにし、駐車場スペースを利用しやすくする制度です。

類似制度を実施している全国43府県でも同様に利用することができます。

利用できる施設については、島根県のホームページからご確認ください。

対 象	①身体障がい者手帳（等級による条件あり） ②療育手帳 A ③精神障がい者保健福祉手帳 1級 ④難病の方 ⑤高齢の方で歩行困難な方（「要支援1」以上の方） ⑥疾病等で歩行困難な方（医師が診断書で認めた期間） ⑦妊産婦の方（母子手帳取得時から産後2年間（多胎児の場合は産後3年間））
申請に必要なもの	①②③障がい者手帳、④特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証 ⑤介護保険証 ⑥医師の診断書 ⑦母子健康手帳 など
申請・お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課 ・島根県 健康福祉部 障がい福祉課 ☎0852-22-6526



身体障がい者手帳の対象等級

障がい種別	1	2	3	4	5	6
視 覚	●	●	●	●		
聴 覚		●	●			
平衡機能			●		●	
上肢機能障がい	●	●				
下肢機能障がい	●	●	●	●	●	●
体幹機能障がい	●	●	●		●	
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による	上肢機能障がい	●	●			
	移動機能障がい	●	●	●	●	●
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	●		●	●		
肝 臓	●	●	●	●		
免 疫	●	●	●	●		

島根県HP

